

第四号の四様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ h (略)

i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券に係る外国投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

(2)・(3) (略)

(削る)

(4) (略)

(5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資信託証券の形態及び金額

a・b (略)

(6)~(64) (略)

(65) 外国投資法人の経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類に添付すること。

b ~ d (略)

(66)~(78) (略)

第四号の四様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ h (略)

i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券に係る外国投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

(2)・(3) (略)

(4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(5) (略)

(6) 募集(売出)外国投資信託証券の形態及び金額

a・b (略)

(7)~(65) (略)

(66) 外国投資法人の経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類の直前に添付すること。

b ~ d (略)

(67)~(79) (略)